

公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部
 公益社団法人不動産保証協会岐阜県本部
 一般社団法人全国不動産協会岐阜県本部
 本部長 野田 久貴

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

[1]令和5年度第2回法定研修会 eラーニング(再演)実施のお知らせ

会員の方からのご要望により、令和5年度第2回法定研修会(eラーニング)講義を再度下記の要領により実施いたします。以前(9月開催)、視聴できなかった方、再度視聴したい方はこの機会に受講下さい。本研修は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定研修会となります。

記

【実施期間】 **令和6年3月1日(金)～令和6年3月15日(金)まで**

【講義内容】 **第1部** 「住まいの税制」のポイントをつかむ！

〔第1章〕「住まいの税制」のポイントをつかむ！〔令和5年度最新版〕

※第1章につきましては、著作権の関係でレジュメをご用意できませんので、画像のみでご受講ください。第2章、第3章につきましては、レジュメの用意がありますので、ご参照ください。

〔第2章〕税務研修～令和5年土地住宅税制改正の概要～

〔第3章〕フォローアップ研修～インボイス制度が不動産業に与える影響～

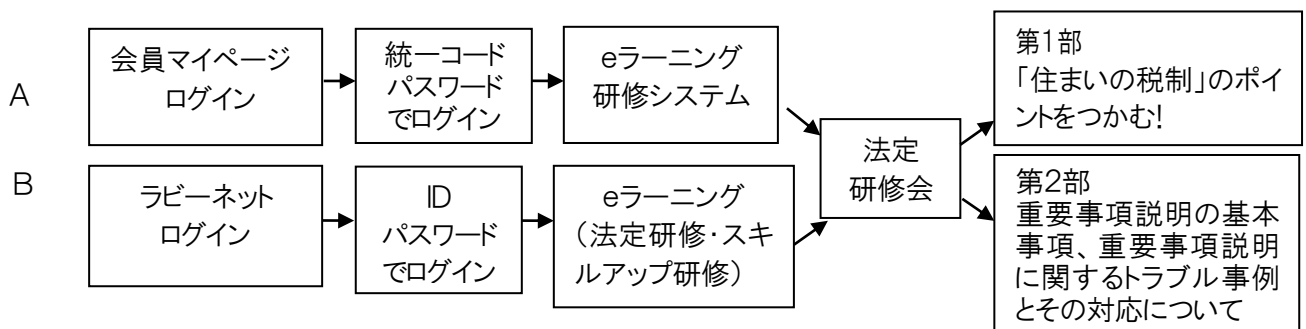
【講 師】 税理士 山端 康幸 氏

第2部 重要事項説明の基本事項、重要事項説明に関するトラブル事例とその対応について

【講 師】 (一財)不動産適正取引推進機構 調査研究部員

【受講方法】 **全日本不動産協会ホームページ**にアクセスし、「会員ログイン」よりパスワード等を入力し、

「全日保証eラーニング研修」のコンテンツから講義動画を視聴して下さい。



※[会員マイページ]と[ラビーネット]のどちらでも受講していただけますが、[ラビーネット]から受講される場合は、ラビーネットのIDとパスワードが必要となります。

① 受講後、講義ページから**効果測定を受検する**

② 効果測定合格後の画面から**研修済証をダウンロードする**

※効果測定を修了された方については、事務局よりシステムで確認し、第2回法定研修会を出席とさせていただきます。

【問い合わせ先】 岐阜県本部事務局 TEL:058-272-5968

[2]令和5年度末の退会について

当協会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとなっております。つきましては、令和5年度内に廃業届を県庁に提出された方、並びに免許の有効期限満了につき更新しない方は、令和6年3月29日(金)(必着)までに退会届等の書類を岐阜県本部にご提出下さい。なお、令和6年4月1日以降に退会届を提出されますと、令和6年度会費を全額納めていただくこととなりますので、ご了承下さい。

[3]全日ラビー少額短期保険「新規代理店登録キャンペーン」について/TRA

「全日ラビー少額短期保険株式会社」は、全日会員の為に設立された全日グループの少額短期保険会社です。賃貸不動産をお取扱いされています全日会員の皆様より、代理店を募集しています。

TRAでは、只今令和6年3月末まで、「新規代理店登録キャンペーン」を実施しています。代理店登録していただいた会員の方(先着1,000社)に、QUOカード(10,000円相当)を進呈しますので、この機会に是非ご登録下さい。代理店登録希望の方は、下記のホームページからお申込み下さい。

[全日ラビー少額短期保険 検索](https://z-rabby.co.jp/agent/) <https://z-rabby.co.jp/agent/>

[4]新規入会者・愛知県から移管・退会会員・諸変更事項について

【新規入会者】 新しく入会されました会員の方を紹介します(2月分)

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	TEL番号
			宅地建物取引士	FAX番号
R6.1.25	(株)ビオトラスト	岐阜市熊野町20 メゾンクマノ101	森井 茂樹	058-252-7878
			森井 茂樹	058-215-1606
R6.1.25	塚本産業(株)	美濃加茂市本郷町3-16-7	塚本雄一郎	0574-26-7511
			小瀬 英明	0574-25-7977

【愛知県から移管】

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	TEL番号
			宅地建物取引士	FAX番号
R6.1.11	(株)エフケーホーム	各務原市川島松倉町2502-1	福園香穂里	0586-89-4152
			福園香穂里	0586-59-4239

【退会会員】 退会されました会員の方は次の通りです。

廃止年月日	商号	代表者名	摘要
R6.2.15	(有)水野製材所	水野 滋之	廃業

【諸変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
R6.1.30	イワタ建設(株)	専任宅建士	清水 将史	
R6.2.13	(株)館林林業	代表者	館林 英子	井手 志磨
		政令使用人	井手 志磨	
R6.2.16	(株)リライフ 岐阜店	専任宅建士	後藤 翔一郎	楓 みほ子

[5]免許更新について

対象の方へは、免許申請書一式を送付いたしましたので、お早めに更新をお済ませ下さい。

【令和6年7月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
(有)アット・コーポレーション	有尾 啓	令和6. 7. 2
(株)タマゴグミ	井手 徹	令和6. 7. 11
アイル企画開発(株)	五十川 ゆかり	令和6. 7. 26
(株)洞口	洞口 修一	令和6. 7. 31

※なお、更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)。個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)の写しを郵送またはFAX(058-276-0311)、メール(zengifu-matsuno@helen.ocn.ne.jp)にて事務局まで提出願います。新しい従業者証明書が必要な方は事務局までご連絡下さい。

[6]Instagram・Facebook開設のお知らせ

全日岐阜県本部では、Instagram(インスタグラム)・Facebook(フェイスブック)に公式アカウントを開設いたしました。皆様の応援、フォローをお待ちしております。

・公式フェイスブック URL : <https://x.gd/Pz0H0>

・公式インスタグラム URL : <https://x.gd/G4cjk>



Instagram
インスタグラム



Facebook
フェイスブック



[7]住宅瑕疵担保履行法に係る令和6年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ/中部地方整備局

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きにつきましては、年に1回の基準日(毎年3月31日)ごとに、新築住宅を引き渡した実績について、基準日から3週間以内に許可・認定を受けている行政庁に届出を行う必要があります。届出が必要となる会員の方は下記をご覧ください、期間内(R6.4.1～R6.4.21)に届出を行って下さい。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

記

1. 届出の時期について

年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に届出を行う必要があります。

基準日	届出期間
3月31日(日)	4月1日(月)～4月21日(日)

2. 届出書類の様式について

国土交通省ホームページ[住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html)にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

[住まいのあんしん総合支援サイト](#)

【問い合わせ先】

◎大臣免許宅建業者 中部地方整備局建政部建設産業課 052-953-8572

◎岐阜県知事免許宅建業者 岐阜県都市建築部建築指導課 058-272-8680

[8]建築物防災週間における防災対策の推進について/岐阜県都市建築部建築指導課

岐阜県では、令和5年度春季における建築物防災週間としまして、令和6年3月1日(金)から3月7日(木)までの間、各種活動を実施いたします。つきましては、本週間の趣旨をご理解いただくとともに、特に令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による建築物の被害状況等に鑑み、防災意識の一層の高揚のため、従来にも増して建築物の防災対策の一層の推進にご協力をお願いします。

国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html

[9]第36回無料県民総合相談「何でも相談フェア」のご案内/岐阜県士業連絡協議会

「何でも相談フェア」を下記の日程で開催されます。仕事の中で、日常生活の中でいろいろな問題・不安をお持ちの方、岐阜県の12士業の専門家が無料で相談に応じていただけます。

記

【開催日時】 令和6年3月19日(火) 10:00~12:00 / 13:00~15:00

【開催場所】 岐阜市役所 6階 大会議室

※事前のお申込みはいりません。相談時間は1件30分以内となります。